

# 計画書類等の押印廃止について(省エネ適判・BELS 等)

「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、令和3年1月1日より、下記業務の計画書類等及び図書への押印が不要になりました。(一部書類を除く)

様式の改定につきましては、BCJホームページに掲載しておりますのでご覧ください。(https://www.bcj.or.jp)

また、当面の間は、旧様式を用いて押印を省略する方法でも支障はございません。

なお、計画書類等及び図書を手書き訂正する場合は、訂正印による訂正をお願いいたします。

- 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務
- 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条又は第41条に基づく認定に係る技術的審査業務
- BELS 評価業務

「委任状」には建築主様の「申請意思の確認書類」としての側面があります。新規案件をお申込みの際は、次の①～④からいずれかひとつの方法を選びご提出ください。

- ① 建築主様の自署による委任状（原本またはその写し）（押印不要）
- ② 建築主様の連絡先（ご担当者の氏名、電話番号、メールアドレス）の記入のある委任状（押印不要）
- ③ 建築主様の押印のある委任状（原本またはその写し）
- ④ 委任状（押印不要）及び建築主様の申請意思を確認できる書類（例：設計業務委託契約書（写し）の提出、検査済証の提示 など）

問合せ先： 一般財団法人日本建築センター

TEL 03-5283-0480（本部 省エネ審査部）、06-6264-7731（大阪事務所）